

平成 1 6 年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望

平成 1 5 年 7 月 1 7 日

全 国 知 事 会

序

本年6月27日政府は「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」を閣議決定し、三位一体の改革に関して2006年度までに概ね4兆円程度の国庫補助負担金の廃止・縮減を行うとの目標を設定するとともに、これに伴う税源移譲については、地方公共団体が従来から要望してきた基幹税の充実を基本に行うなどその道筋を示されたが、これは、「国と地方の改革」の出発点であり、平成16年度以降の予算編成及び税制改正において、その具体化を着実に図る必要がある。

一方、地方財政の現状は、年間約17兆円に上る財源不足が生じているが、この危機的な財政状況を解決するため、地方自らが歳出削減など財政健全化に取り組むとともに、国においては、平成16年度の地方財政対策において、地方税源の拡充を中心した地方税財源の充実強化を図り、更なる赤字地方債への依存に歯止めをかけ、地方財政の安定的な運営を確保することが必要である。

さらに、真の地方分権を確立するため、国の関与を縮小し、国庫補助負担金の廃止・縮減を積極的に進めるとともに、税源移譲を含む抜本的な税源配分の見直しを行い、地方歳出と地方税収入の乖離を縮小し、自主・自立的な行財政運営ができる地方税財政基盤を構築するなど、地方税財源の充実強化が図られなければならない。

本会は、以上のような地方行財政の環境を念頭に置いて、平成16年度国の施策並びに予算に関する政策提案及び政策要望を取りまとめたところであるが、政策提案として、分権型社会の構築に向けた「地方分権の一層の推進」、「国の法令制定時における地方の意見の反映」、地方の歳出規模と地方税収入との乖離を縮小するため、国から地方への税源移譲等を行うこと等を提案した「地方税源の拡

充強化等」の3項目と現在、政府において準備している「国民保護法制等の整備」について提案することとした。

また、依然として厳しい経済情勢を踏まえての中小企業及び雇用対策、地球温暖化等の環境保全対策、SARS等の感染症対策等の要望のほか、新たに、国民的課題である「拉致問題の早期解決」及び都道府県のあり方等に関わる「今後の地方自治制度のあり方」について要望することとした。

なお、「法人事業税への外形標準課税の導入」については、我々の永年の要望が実現し、平成16年度から施行されることとなった。

平成16年度の本提案・要望書において取りまとめた4つの政策提案項目及び19の政策要望項目は、いずれも都道府県の円滑な行財政運営を確保する上で必要な措置を国に対して求めるものであり国においては、以上の趣旨を十分踏まえ、これらの実現について特段の配慮をされるよう強く要望する。

目 次

《政策提案》 - 分権型社会の構築について -

1 地方分権の一層の推進について	1
2 国の法令制定時等における地方の意見の反映について	3
3 地方税源の拡充強化等について	4
4 国民保護法制等の整備について	6

《政策要望》

【地方行財政関係】

1 地方税財政対策について	8
2 今後の地方自治制度のあり方について	11

【農林・商工関係】

1 農業の振興について	12
2 林業の振興について	15
3 水産業の振興について	16
4 中小企業の振興について	17
5 資源エネルギー - 対策の推進について	19

【建設・運輸関係】

- 1 地方振興の推進について 26
- 2 社会資本整備の推進等について 29
- 3 災害対策の推進について 38

【社会・文教・環境関係】

- 1 社会福祉及び保健医療対策等の拡充について 41
- 2 人権問題に関する施策の推進について 47
- 3 雇用対策の推進について 48
- 4 教育改革の推進について 49
- 5 環境保全対策の推進について 51

【国際化・基地・領土関係】

- 1 地域国際化の推進について 56
- 2 基地対策の推進について 57
- 3 北方領土及び竹島領土関係の推進について 59
- 4 拉致問題の早期解決について..... 60

1 地方分権の一層の推進について

「基本方針2003」で示された、三位一体改革の道筋の早急な具体化を図るとともに、地方分権を一層推進するため、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の抜本的な見直しを進め、地方の歳出と地方税収入との乖離を縮小する方向で、地方税財源の充実強化を図ること。

【背景・理由】

平成13年7月に、新たな地方分権推進体制として設置された地方分権改革推進会議は、同年12月の「中間論点整理」、平成14年6月の「事務・事業の在り方に関する中間報告」を経て、同年10月に「事務・事業の在り方に関する意見」を取りまとめたところである。

この「意見」は、国と地方の役割分担に応じた事務及び事業の在り方について取りまとめたものであるが、地方六団体がかねてより要望してきた税源移譲を含む税源配分の在り方の検討を同時に行う視点が取り入れられなかった。

本年4月に、総理大臣が地方分権改革推進会議に対し、昨年10月の「事務・事業の在り方に関する意見」について、フォローアップをするよう指示された。

地方分権改革推進会議は本年5月に、総理大臣に「事務・事業の在り方に関する意見」のフォローアップ結果を報告し、重点的に推進すべき項目として11項目を挙げた。

また、6月に同会議が総理大臣に報告した「三位一体の改革についての意見」は、基幹的税目の税源移譲の具体的な方向性が示されていないだけでなく、国と地方の役割分担に応じた税源移譲等による地方税財源の充実強化が基本的に先送りされるなど、真に地方分権を推進する視点に立った三位一体の改革の方向が示されなかった。

一方、本年6月に経済財政諮問会議が策定した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において、三位一体の改革の具体的な改革工程について、「国庫補助負担金は概ね4兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行う。地方交付税の財源保障機能については、その全般を見直し、「改革と展望」の期間中に縮小していく。廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについては、基幹税の充実を基本に税源移譲を行う。税源移譲に当たっては、補助金の性格等を勘案しつつ8割程度を目安として移譲し、義務的な事業については徹底的な効率化を図った上でその所要の全額を移譲する。」とされた。

政府においては、「地方にできることは地方に委ねる」との原則に基づき、平成16年度の予算編成及び税制改正に当たって、「基本方針2003」を出発点として、その早急な具体化を図り、今後、一層の地方分権につながる地方行財政制度の構築を目指していく必要がある。

その際、国と地方公共団体との役割分担や地方分権の理念を踏まえつつ、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大するため国庫補助負担事業を積極的に廃止・縮減し、地方の歳出と地方税収入の乖離を縮小する方向で、地方税財源の充実強化を図る必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 平成 1 6 年度の予算編成及び税制改正に当たって、「基本方針 2 0 0 3 」を出発点として、その早急な具体化を図ること。
- (2) 地方分権を一層推進するため、国と地方公共団体との役割分担や地方分権の理念を踏まえつつ、基幹税目である個人住民税及び地方消費税を中心に税源移譲を行い、地方の歳出と地方税収入の乖離を縮小する方向で、地方税財源の充実強化を図ること。
- (3) 地方分権推進計画に基づく施策の実施状況や地方分権一括法による制度の適正な運用の定着について、監視活動を継続すること。

2 国の法令制定時等における地方の意見の反映について

地方公共団体がより一層、自主的・自立的な行政運営を確保できるよう、国が地方公共団体に影響を及ぼす法令の制定・改廃等を行う場合においては、地方自治の本旨並びに地方分権の基本理念に即して、地方公共団体の意見を十分に聴取し、反映する仕組みを制度的に保障すること。

【背景・理由】

地方公共団体が、国の法令の制定等に際し、事前に参画する制度としては、地方公共団体の関係者が国の審議会等の委員となり、意見を述べるというもの、国が計画作成や政令の制定等の立案を行う場合に、個別の法律において関係する地方公共団体の意見を聴かなければならないとされているもの、地方自治法第263条の3の規定に基づく地方公共団体の全国的連合組織の意見申し出などがあるが、事前に十分な検討時間が与えられていないこと、意見の尊重が義務付けられていないことなど、いずれも、国への意見反映は十分なものとは言えない。

地方公共団体が、より一層自主的・自立的に行政を運営でき、地方分権を実質的に確保するためには、国から地方への更なる権限移譲等と併せて、地方公共団体に影響を及ぼす法令の制定・改廃、施策の決定、計画の策定に際して、地方公共団体の意見を十分に反映することが重要である。このことは、政府における法案制定手続きのみならず、議員による立法手続きにおいても、同様である。

したがって、地方の意見がよりの確に反映されるためには、政府及び国会において、地方の意見を聴取し、反映する仕組みを制度的に保障するとともに、その手続きの内容について、透明性、公正性が確保される必要がある。

3 地方税源の拡充強化等について

地方における歳出規模と地方税収入の乖離を縮小するため、国と地方の税源配分の抜本の見直しを行い、早急に地方税源の拡充強化を図ること。

国庫補助負担金の廃止・縮減を積極的に進め、これに伴って必要となる財源については、廃止・縮減と一体で同時に、地方税財源の充実確保を図ること。

国から地方へ税源移譲が行われても、地方公共団体間の財政力格差の是正と一定の行政水準の維持・確保が必要であることから、財源調整・財源保障機能を一体として果たす地方交付税制度を堅持するとともに、その所要総額を確保すること。

【背景・理由】

現在、地方の歳出規模と地方税収入の間には乖離が存在し、地方分権を一層推進する上において、国と地方の税源配分の在り方を見直すことが大きな課題となっている。

政府は、先に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」を閣議決定し、三位一体改革に関して、2006年度までに概ね4兆円程度の国庫補助負担金の廃止・縮減を行うとの目標を設定するとともに、これに伴う税源移譲については、基幹税の充実を基本に行うことなど、改革の道筋を示した。これは、「国と地方の改革」の出発点であり、平成16年度以降の予算編成及び税制改正において、着実にその進展が図られる必要がある。

地方公共団体が、自己決定・自己責任の原則に基づいて、自らの選択と財源により自主的・自立的な行財政運営を行っていくためには、国が地方公共団体の施策展開に広範な影響を与えている国庫補助負担金の廃止・縮減を積極的に進めるとともに、税源移譲を含む税源配分の抜本的な見直しを行い、地方歳出と地方税収入の乖離を縮小し、地方分権時代に相応しい地方税財政基盤を構築する必要がある。

一方、国から地方への税源の移譲が行われても、地方公共団体間に税源の偏在があることから、個々の地方公共団体の実施する事務・事業に見合う所要財源が確保されず、財政力の格差の拡大が避けられない。また、わが国では、国が法令基準等を通じて全国的に一定の行政水準の確保を求め、そのために必要な財源を国が保障する仕組みがとられていることから、財源調整・財源保障機能を一体として果たす地方交付税制度の役割は、依然として重要であり、今後の三位一体の改革においても、制度の堅持が図られる必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 地方における歳出規模と地方税収入の乖離を縮小する方向で、国と地方の役割分担を踏まえつつ、個人住民税や地方消費税の拡充を中心に国から地方への税源の移譲等を行い、早急に地方税源の拡充強化を図ること。
- (2) 国庫補助負担金の廃止・縮減を積極的に進め、これに伴って必要となる財源については、廃止・縮減と一体で同時に、地方税財源の充実確保を図ること。
- (3) 国から地方へ税源移譲が行われても、税源が偏在することによる地方公共団体間の財政力格差の是正と一定の行政水準の維持・確保が必要であることから、財源調整・財源保障機能を一体として果たす地方交付税制度を堅持するとともに、その所要総額を確保すること。

4 国民保護法制等の整備について

1 国民保護法制等は、地方公共団体や国民に関わりの深いものであることから、その整備にあたっては、地方公共団体の意見を適時適切に聴取し、十分反映するとともに、国民の不安を払拭し、国民的な合意が得られるよう努めること。

2 国民保護法制においては、住民の避難や救援等について都道府県知事が主体的に対処できるよう、想定される具体的な武力攻撃事態に応じて計画策定の指針を示すほか、都道府県と市町村、指定地方公共機関等との役割分担、権限等について具体的に明らかにすること。

また、原発等の被災、武力攻撃に伴う放射性物質、毒性物質、生物剤等による汚染の除去等については、国の責任で、万全の措置を講じること。

なお、国民保護法制の整備に当たっては、地方公共団体が対処措置を実施するための財政負担について、国が責任をもって措置することを明示することを明確に示すこと。

【背景・理由】

昨年4月、第154回国会（通常国会）に提出された「武力攻撃事態対処法案」等は、同国会及び10月に開会された第155回国会（臨時国会）での継続審議を経て、今通常国会で、武力攻撃事態等への対処においては、「基本的人権が最大限に尊重されなければならない」等追加修正の上6月6日に可決成立した。

武力攻撃事態対処法の成立後、2年以内を目標として、国民保護法制を始め自衛隊や米軍の行動を円滑かつ効果的なものとするための法制等の整備が図られることとなっていたが、武力攻撃対処法案の国会審議において、衆議院で「国民保護法制の整備については、武力攻撃事態対処法の施行の日から1年以内を目標として実施すること」の付帯決議がされ、参議院では、「国民保護法制が国民の権利及び義務とも深い関係を有することにかんがみ、すべての国務大臣（内閣総理大臣を除く。）で構成する国民保護法制整備本部を活用し、地方公共団体や関係する民間機関を始めとして広く国民の意見をもとめること」の付帯決議がされたが、いずれの法制も地方公共団体や国民に関わりの深い重要な法案であることから、これらの検討過程において、適時適切に地方公共団体の意見を聴取し、十分反映するとともに、国民の理解と協力が得られるよう努めることが肝要である。

国民保護法制は、国民の権利・義務とも関係を有するため、都道府県知事が適切かつ円滑に対処できるよう役割分担等について、なお一層明確にする必要がある。

また、原子力施設、放射性物質その他危険物質等の安全確保等および武力攻撃に伴い放射性物質、毒性物質、生物剤等による汚染の除去等必要な措置には、高度の技術的、専門的なノウハウが求められ、当該地方公共団体のみで対処することは困難であることから、国の責任において万全の措置を講じるべきである。

今後、国民保護法制は、内閣に設置された国民保護法制整備本部を中心に武力攻撃事態対処法の施行日（6月13日）から1年以内を目標に整備されることとなっている。

1 地方税財政対策について

1 地方一般財源の充実確保等

極めて厳しい財政状況の中で、今後ますます増大する財政需要に適切に対応していくため、発生する財源不足について、更なる赤字地方債への依存に歯止めをかけるとともに、地方税、地方交付税等の所要一般財源の総額を確保するなど、地方財政の安定的な運営を確保すること。

また、地方債について、良質な資金の安定的確保を図るとともに、公営企業金融公庫により長期低利の資金を供給する仕組みを堅持すること。

なお、地方公共団体の公金預金については、ペイオフ解禁により行政執行に支障が生じることのないよう、適切な措置を講じること。

【背景・理由】

現下の地方財政は、景気の低迷等による大幅な税収の落ち込みに加え、累次の景気対策の実施等により、平成15年度末見込みで借入金残高が約199兆円、交付税特別会計における借入金残高が約48.5兆円と見込まれるなど危機的な状況にあり、今後一層深刻になることが憂慮される。このため地方公共団体においては、徹底した行財政改革を推進し、財政の健全化に取り組んでいる。

一方で、地方公共団体は、少子高齢社会に対応した地域福祉の充実、環境問題への対応、新たな時代にふさわしい活力ある地域づくりの推進、住民生活に密接に関連した社会資本の整備等の増大する財政需要に適切に対応することが求められている。

政府においては、平成15年6月27日に閣議決定した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において、地方交付税総額を抑制し、財源保障機能を縮小していくなどとしている。

このため、平成16年度の地方財政対策においては、更なる赤字地方債への依存に歯止めをかけるとともに、地方税、地方交付税等の所要一般財源の総額を確保するなど、地方財政の安定的な運営の確保が緊要の課題である。

また、地方債資金については良質な資金を確保し、公債費負担の軽減を図るなかで財政の健全化を図っていく必要がある。

さらに、民間金融機関において対応困難な長期低利の資金を、民間金融市場からの資金調達を通じて地方公共団体に供給する公営企業金融公庫の仕組みを堅持すべきである。

なお、平成14年4月からペイオフが解禁されたが、地方公共団体の行政執行に支障が生じることのないよう、適切な措置を講じる必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 恒久的な減税に伴う補てん対策として暫定的措置が講じられているが、景気対策としての減税は基本的には国の責任と負担において行うべきものであり、速やかに、国から地方への税源移譲など税制の抜本的な見直しを行うこと。
- (2) 日本銀行の国庫納付金相当額を法人関係税の課税対象とすること。
- (3) 個人住民税については、負担分任の性格を有する地方税の基幹税であり均等割の税率引上げを含め、その充実を図ること。
- (4) 不動産取得税については、都道府県の貴重な財源であることから、今後更に特例措置を講じることなく、その安定的確保を図ること。
- (5) ゴルフ場利用税については、ゴルフ場周辺における道路整備、環境対策等、地方公共団体の各種行政サービスをゴルフ場利用者が享受していること、また、同税がこれらサービスを提供する上において貴重な財源となっていること等から、現行制度を堅持すること。
- (6) 地方税における非課税等特別措置について、極力、整理合理化を図り、新設・拡充は厳に抑制すること。
また、国税における租税特別措置についても、地方税への影響を遮断すること。
- (7) 事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特別措置の見直しを行うこと。
- (8) 地方交付税については、交付税率の引上げ等により総額を確保するとともに、地方の固有財源である地方交付税の性格を明確にするため、国の一般会計を通すことなく、国税収納金整理資金から交付税特別会計に直接収入すること。
- (9) 地方債資金については、長期低利の良質な資金を安定的に確保するとともに、支払利率の高い既発の地方債について、公債費負担を軽減するよう適切な措置を講じること。
- (10) 民間金融機関においては対応困難な長期低利の資金を、民間金融市場からの資金調達を通じて地方公共団体に供給する公営企業金融公庫の仕組みを堅持すること。
- (11) 地方公共団体の公金預金については、ペイオフ解禁により行政執行に支障が生じることのないよう、適切な措置を講じること。

2 国庫補助負担金の改善等

存続する国庫補助負担金について、運用・関与の改革を積極的に推進するとともに、地方超過負担については、その実態を把握し、その解消を図ること。

また、直轄事業負担金を廃止すること。

【背景・理由】

国庫補助負担金については、地方分権推進計画（平成10年5月）を踏まえ、一層の廃止・縮減を進めていくとともに、存続する国庫補助負担金については、今後、地方公共団体が自主的・自立的な行財政運営を図れるよう、運用・関与についてなお一層の改革を推進する必要がある。

そのため、更なる統合補助金の創設を図っていくべきであるが、一層、統合補助金としてのメリットを活かした運用が行われるような仕組みとする必要がある。

また、地方超過負担は、地方公共団体に過重な負担をかけることにより地方財政を圧迫することから、その実態を把握し、具体的な改革措置を講じる必要がある。

直轄事業負担金については、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方公共団体に対して個別的に財政負担を課するものであり、極めて不合理である。

特に、維持管理費に係る直轄事業負担金については、本来、管理主体が負担すべきものである。

【具体的な要望事項】

- (1) 存続する国庫補助負担金については、運用の弾力化、補助条件等の適正化等、運用・関与の改革を図るとともに、地方公共団体の自主的な施行が可能な統合補助金化を進めること。
- (2) 地方超過負担の実態を把握し、具体的な改善措置を講じること。
- (3) 直轄事業負担金を廃止すること。特に、維持管理費に係る直轄事業負担金は、直ちに廃止すること。

2 今後の地方自治制度のあり方について

1 都道府県の補完機能について

基礎的自治体に対する都道府県の補完機能については、個別の行政分野について、それぞれの行政事務の内容により、補完のあり方を検討すること。

2 大都市と都道府県のあり方について

政令市の機能と権限については、道府県との協議により、幅広い選択が出来る、柔軟な制度とするよう検討すること。

3 都道府県合併について

都道府県の合併については、現行の国の法律により定めるという方式を見直し、都道府県自らの発意に基づいて、市町村合併と同様、都道府県の自主的合併の手続きを整備すること。

【背景及び理由】

第27次地方制度調査会においては、平成13年11月19日に内閣総理大臣からの「社会経済情勢の変化に対応した地方行財政制度の構造改革」についての諮問を受け、調査審議を重ね、平成15年4月18日に「今後の地方自治制度のあり方についての中間報告」をとりまとめたところである。

この中間報告においては、地方分権時代にふさわしい基礎的自治体のイメージ、それを実現するための方策、過程等についての具体的な議論、大都市や広域的地方公共団体である都道府県のあり方についての幅広い議論などが示された。

今後、同調査会では、この中間報告に対する各方面の意見を踏まえ、最終的な答申に向けて精力的に調査審議を進めていくとしている。

1 農業の振興について

1 新たな食料・農業・農村政策の推進

食料の安定供給の確保と農業の持つ多面的機能を発揮するため、農業の持続的な発展及び農村の振興を図ること。

【背景・理由】

わが国の農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の減少・高齢化の進展、輸入農産物の増加等により、大変厳しい状況下にある。

他方、安全で良質な食料を合理的な価格で安定的に供給するとともに、国土や環境の保全、文化伝承など、農業生産活動によって生じる多面的機能の発揮が期待されている。

このような内外の諸情勢の中、「食料・農業・農村基本法」に掲げる基本理念を実現するため、「食料・農業・農村基本計画」が平成12年3月に策定されている。

また、最近のBSE（牛海綿状脳症）の発生や食品の虚偽表示問題に関連して、農林水産政策の抜本的な改革を進めるための「食」と「農」の再生プランが昨年4月に発表され、また、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする「食品安全基本法」が本年5月に制定され、同法に基づく食品安全委員会が設置されるとともに、農林水産省においても、消費者行政とリスク管理業務を担うための新局を設置する機構改革が行われたところである。

一方、昨年12月に農林水産省は、「米政策改革大綱」を決定し、平成16年度から平成20年度までに農業者・農業者団体が主役となる需給調整システムを構築し、平成22年度までに農業構造の展望と米づくりの本来あるべき姿への実現を目指すこととしている。

現在、基本計画等に沿って、具体的な施策が実施されているところであるが、今後とも、安全で安心な食料供給に対する関心・要請の高まり等社会経済情勢の変化に適切に対処しつつ、施策を着実に推進することにより、農業の持続的な発展とその基盤たる役割を果たす農村の振興を図っていくことが必要である。

【具体的な要望事項】

（食料の安定供給の確保）

（1）BSE（牛海綿状脳症）について、発生原因や感染ルートの徹底的な究明を引き続き行うこと。

また、農家経営の安定及び牛肉のトレーサビリティ・システムの構築を図るなど、国の責任と負担において、BSE関連対策を充実強化すること。

（2）学校給食に米等の地域農林水産物の導入を推進するなど、米や青果物等

の需要拡大と食料自給率の向上を図ること。

(農業の持続的発展)

(3) 米政策改革については、目標年次までに米づくりの本来あるべき姿が円滑に実現できるよう、関係者への周知徹底と有効な支援策を講じること。

なお、中山間地域等における集落型経営体の規模要件を地域の実態に応じて緩和するなどの措置を講じること。

また、国産麦・大豆の需要拡大の見通しを明確にするとともに、消費者ニーズに対応した品種の育成、加工製品の研究開発と需要拡大のための全国的PRを行うこと。

(4) 意欲ある担い手が将来にわたり安心して経営が続けられるよう、地域の実情を踏まえて、農産物価格の変動に対処するための農業経営所得安定対策を早期に確立すること。

なお、対策の実施に当たっては、既存の品目別価格安定対策が果たしてきた役割について十分に配慮すること。

(5) 土地改良施設の維持管理について、支援措置を拡充すること。

また、国営農業水利事業地区において、未効果地域における地元負担金の償還を猶予するなどの対策を講じること。

(6) 鳥獣被害の効果的な防止策、有害鳥獣の捕獲対策について、技術開発や支援措置を講じること。

(7) 認定農業者、集落営農等担い手の育成・確保に関する支援、特に農地等の集積、機械等資本装備の充実強化を図ること。

(8) 地域特産的作物(マイナー作物)に係る農薬の適用拡大試験に対する支援の充実強化を図ること。

(農村の振興)

(9) 中山間地域振興の取組みを効果的なものとするため、中山間地域等直接支払制度について、対象農地の要件を緩和するなど、地域の実情に配慮した必要な見直しを行うこと。

(10) 有効利用を図るために利用権を設定している農地や市民農園等に供した農地について、相続税の納税猶予制度を導入すること。

2 WTO（世界貿易機関）新ラウンドにおける農業交渉

WTO新ラウンドにおける農業交渉については、食料安全保障をめぐり問題の解決や農業の多面的機能への配慮など、非貿易的関心事項に配慮した最終合意が行われるよう、積極的な主張を行い、日本提案の実現を図ること。

また、引き続き国民に情報提供を行い、国民の理解の下で交渉を進めること。

【背景・理由】

WTO新ラウンドにおける農業交渉は、21世紀の世界の農産物貿易ルールの方向が決定される極めて重要なものである。

本年2月にモダリティ（交渉の大枠）1次案等の提示があったところであるが、3月末までに確立することができず、引き続き本年9月にメキシコで開催される第5回閣僚会議に向けて、合意できる解決策の協議を行っているところである。今回の交渉は、特に、わが国においては、「食料・農業・農村基本法」に基づく農政改革の推進と並行して行われる交渉であり、同基本法の理念やこれらに基づく施策が、国際規律の中で正当に位置付けられる必要があり、そのためにも、「多様な農業の共存」を旨とする日本提案に基づきわが国の考え方を積極的に主張し、その実現を図る必要がある。

2 林業の振興について

新たに策定された「森林・林業基本計画」に基づく施策を推進し、森林の有する多面的機能の持続的な発揮と林業の持続的かつ健全な発展を図るとともに、地球温暖化防止にも貢献すること。

【背景・理由】

森林に対する国民の要請は、国民生活の向上、余暇の増大等から、国土の保全、水資源のかん養等のもとより、野外活動の場、二酸化炭素の吸収・貯蔵への期待など多様化・高度化している。

一方、わが国の林業は、木材価格の低迷、コストの増大等により採算性が悪化するなど、極めて厳しい環境にある。

このようなわが国の森林・林業をめぐる諸情勢の中で、平成13年6月に制定された「森林・林業基本法」の基本理念を実現するため、「森林・林業基本計画」が同年10月に策定された。

また、「京都議定書」(平成9年12月)を踏まえ、平成13年11月、第7回締約国会議(COP7)において、森林における温室効果ガス3.9%の吸収量確保が合意された。これを受け政府は、昨年3月に新たな「地球温暖化対策推進大綱」を決定し、基本計画に基づく森林整備等を着実かつ総合的に推進することとされ、昨年12月には、同大綱に則り、「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」が策定され、基本計画に基づき施策を段階的に取り組むこととなっている。

今後は、この基本計画に沿って、森林・林業施策を総合的かつ計画的に推進していくことが必要である。

【具体的な要望事項】

- (1) 森林による二酸化炭素吸収を始め多面的機能の発揮についての積極的なPRを行い、国民理解の下に、森林整備を計画的かつ強力に推進すること。
その担い手を育成・確保するため、緑の雇用担い手育成対策事業制度を継続すること。
- (2) 水土保持林について、公的機関による森林の管理体制を確立し、その支援を充実するための方策を講じるとともに、それを担う森林整備法人の経営安定のための支援措置を強化すること。
- (3) 健全な森林を育成するため、間伐の対象範囲の拡大、生産・流通経費に対する支援措置等間伐対策を拡充すること。
- (4) 森林の適正な管理と林業・木材産業の振興を図るため、地域材の一般住宅への利用促進及び公共施設等の木造化推進のための支援制度を拡充するとともに、木材資源の循環利用を図るため、バイオマスエネルギーの利用技術を早期に確立するなど、木材の利用を推進すること。

3 水産業の振興について

新たに策定された「水産基本計画」に基づき、水産資源の適切な保存及び管理などの施策を推進し、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図ること。

【背景・理由】

国連海洋法条約の締結、日中・日韓漁業協定の発効等わが国の水産業を取り巻く国際的な環境は大きく変化している。

一方、周辺水域の資源状況の悪化による漁獲量の減少、担い手の減少・高齢化、漁村の活力の低下等水産業は厳しい状況となっている。

このようなわが国の水産業をめぐる諸情勢の中で、平成13年6月に制定された「水産基本法」の基本理念を実現するため、今後10年程度を見通して定める施策推進の中期的な指針として「水産基本計画」が昨年3月に策定された。

今後は、この基本計画に沿って、水産施策を総合的かつ計画的に推進していくことが必要である。

【具体的な要望事項】

(1) 水産資源の現状を踏まえ、地域の実情に沿った資源回復策を講じるとともに、森林の保全・整備と連携した多様性のある漁場環境づくり等を推進すること。

また、周辺諸国との漁業外交を強力に推進し、漁業協定水域における適切な資源管理体制と操業秩序の確立を図るなど、水産物の安定供給の確保策を推進すること。

(2) 漁業従事者の減少・高齢化が進む中で、新たな担い手の確保を図るとともに、意欲ある担い手を育成するための施策を推進すること。

また、水産業において、女性、高齢者が重要な役割を果たしていることを踏まえ、その支援策を充実すること。

(3) わが国周辺海域において、漁業操業に多大な影響を及ぼす水中爆破など危険な軍事訓練が行われないよう、適切な措置を講じること。

(4) わが国の沿岸海域において、座礁し放置された船舶により甚大な漁業被害等が発生している状況を踏まえ、座礁船対策に係る制度等を整備すること。

4 中小企業の振興について

1 中小企業の活性化

厳しい経営環境にある中小企業の現況を踏まえ、地域産業の活性化や中小企業の振興を図るため、人材の育成を始めとする各種支援策を推進するとともに、新規創業事業への支援を強化すること。

【背景・理由】

昨年10月、経済財政諮問会議において、「改革加速のための総合対応策」が決定され、中小企業対策の推進等を図ることとされ、さらに総合対応策を補完・強化するため、同年12月に中小企業等対策の充実等を図ることを内容とした「改革加速プログラム」等が決定されたところである。

しかしながら、地域経済に密着し、その活性化の牽引力である中小企業が、高水準の倒産件数等厳しい現況であることを踏まえ、魅力ある商店街・商業集積づくりの推進や情報技術に対応できる新しい知識や技術を身につけた人材の育成等の施策を推進するとともに、情報技術産業や介護サービスなどを始めとする雇用創出に影響の大きい企業への支援を強化し、新たなサービス産業を創出させる等、中小企業の活性化を図る必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 中小企業支援センターや地域プラットフォーム等が行う窓口相談、専門家の派遣、人材育成等中小企業の経営を支援する体制を強化すること。
- (2) ベンチャー企業・IT関連企業等の質の向上を図るため、利用しようとするソフトウェア開発プロセスについての成熟度に係る評価指標（日本版CMM）を積極的に導入すること。
- (3) ベンチャー企業等創業期における経営の安定化を図るため、税制等の支援策を拡充すること。
- (4) 中小企業におけるIT化を促進するため、ITセミナー、研修等を充実し、人材の早期育成を図るとともに、IT専門家の派遣や情報機器導入に係るIT貸付制度やリース事業等の支援策を拡充すること。
- (5) 中小企業の電子商取引を促進するため、電子認証システムの整備やセキュリティ対策等取引の安全性、信頼性を確保するための対策を講じること。
- (6) 商工会議所と商工会等との合併の円滑化を図るため、法制度の整備等を行うこと。

2 中小企業の経営基盤の強化

厳しい状況にある中小企業を巡る金融情勢を踏まえ、中小企業の経営の安定を図るため、中小企業金融対策を一層拡充すること。

また、信用保証協会の経営に支障を来さないよう必要な支援措置を講じること。

【背景・理由】

中小企業を巡る状況は依然として厳しいものがある中、構造改革の進展と合わせ、中小企業の創業や経営革新を支援するとともに、経営の安定を図るため、資金供給の円滑化、新たな資金調達の方策等中小企業金融対策の充実を図る必要がある。

また、全国の信用保証協会の代位弁済件数及び額は年々増加し、平成14年度においては、5年前に比べ件数、額ともに3倍弱となっているが、今後も中小企業への円滑な融資が引き続き行われるためにも、信用保証協会の経営に支障が生じないよう支援措置を講じる必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 中小企業が社会情勢の変化に的確に対応し、安定した経営を行えるよう、金融制度の弾力的な運用を図る等支援策を強化すること。
- (2) 中小企業に対する円滑な資金供給に支障が生じないよう、信用保証協会に対する支援を拡充強化すること。

5 資源エネルギー対策の推進について

1 エネルギー政策の国民的合意の形成

国は、エネルギーが国民生活や産業活動に欠くことのできない重要な基盤であることに鑑み、環境保全への配慮等を踏まえながら、長期的な視点に立って、エネルギー政策を総合的、計画的に推進するとともに、エネルギー政策について国民の理解と合意を得られるよう最大限の努力を払うこと。

【背景・理由】

現代社会は、安定したエネルギー供給を基礎として成り立っている。

しかしながら、日本のエネルギー輸入依存度は先進国の中でも非常に高い水準にあり、為替レートの変動や輸入相手国の国情の変化等により、国民生活に大きな影響が及ぶなど、わが国のエネルギー供給構造は脆弱である。

また、90年代頃から地球温暖化が国際的な問題となり、97年には京都議定書として、国際的に温室効果ガスの削減目標が合意されるなど、環境保全にも対応したエネルギー政策が求められている。

一方、昨年8月に発覚した電気事業者の不正問題以降、原子力発電所の運転停止と原子力に対する信頼の失墜、それらによる発電施設の設置計画から立地までの長期化等、エネルギーの安定供給の障害となる事態が発生している。

このようなことから、エネルギーの安定供給の確保等に向け、国民や地方公共団体等の意見を十分とり入れながら、長期的な視点に立って、エネルギー基本計画を策定し、省エネルギーの推進やエネルギー供給の多様化等を図ることが求められている。

特に、エネルギー政策の推進に当たっては、公開を大前提として、広く国民に情報を提供するなど、国民の理解と合意を得られるよう最大限の努力を払うことが重要である。

【具体的な要望事項】

- (1) エネルギーに関連する政策の策定に当たっては、国民、地方公共団体の意見を十分取り入れるとともに、国民の理解と合意を得られるよう最大限に努力すること。
- (2) エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するため、新エネルギーの開発利用及びエネルギー技術に関する研究開発を推進すること。
- (3) 国民が広くエネルギーに対する理解と関心を深めることができるよう、情報公開とエネルギーに関する知識の普及・啓発等を図ること。

2 電源立地対策の推進

電源地域の恒久的、広域的、自立的な振興を図るため、各省庁が一体となって生活環境・産業基盤の整備等を推進すること。

また、電源三法交付金制度について、使途対象の拡大等、制度の拡充を図ること。

【背景・理由】

電気の安定供給は、わが国の経済、国民生活の基盤となる重要な課題であることから、供給を担う発電施設等の立地に当たっては、その周辺地域の自立的な振興を図るため、各省庁一体となって生活環境・産業基盤の整備等を推進する必要がある。

また、電源三法交付金制度について、電源地域のニーズに適切に対応できるよう制度の拡充を図る必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 電源立地地域の住民及び地方公共団体に対し、安全・安心を大前提に十分な理解を得ながら発電所の立地、運転を進めること。
- (2) 電源三法交付金制度について、交付単価、交付限度額の引上げ及び対象地域、使途対象の拡大を図るなど、制度を充実すること。

3 新エネルギー開発利用の推進

新エネルギーの総合的な開発利用を推進するため、技術開発や導入支援を継続・拡充するとともに、地方公共団体による廃棄物発電（RDF発電等）、風力発電、太陽光発電、バイオマス発電等の導入が一層進むよう適切な措置を講じること。

【背景・理由】

エネルギーの安定供給と地球環境問題への対応は、いずれも避けられない重要な課題であり、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」、同法に基づき昨年12月に改定された基本方針及び本年4月に施行された「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」等に基づき、新エネルギーの開発利用を促進する必要がある。中でも自然エネルギーの活用は将来に向けての大きな課題であり、地方公共団体等を始めとする先行的な取組みを一層進める必要がある。

また、新エネルギーの導入を促進するためには、障害となっている各種法規制の緩和を図るとともに、新エネルギーによる発電事業を行う者の負担が過大とならないよう、発電設備に対する支援措置が必要である。

【具体的な要望事項】

- (1) 新エネルギーの技術開発や導入、税制・金融面の支援を拡充すること。
- (2) 地方公共団体による廃棄物発電、風力発電、太陽光発電、バイオマス発電等の発電設備に対する支援措置を拡充すること。
- (3) 電力会社による一定の電気買取量に対する指導を行うとともに、発電コストとの差額について助成措置を講じること。

4 原子力政策についての国民的合意形成の促進

原子力政策を進めるに当たっては、エネルギー供給における原子力の果たす役割、意義等について国民的合意が得られるよう情報公開や広報に取り組むこと。

特に、原子力発電所等の安全性、必要性等に関する詳細な情報公開の促進に努めるとともに、核燃料サイクルについて、国の原子力行政の趣旨を踏まえ、国の責任において国民の理解を深め、国民的合意を形成すること。

【背景・理由】

原子力政策については、国のエネルギー政策の展望を明らかにした上で、原子力の意義や役割を分かりやすく国民に示し、十分な議論を積み重ねて国民の理解を醸成することが肝要である。そのため、今後も引き続き、原子力政策円卓会議モデレーター提言等を踏まえて、原子力開発利用長期計画にある信頼の確保に向けて国民の理解を得ながら合意を形成することが必要である。

特に、原子力発電所等については、事業者の不正問題等により、国民の原子力に対する信頼が大きく損なわれた状況下にあつて、安全確保や防災等の幅広い情報を地域住民はもとより広く国民に公開し、説明するとともに、コミュニケーションを増進し、信頼の回復を図ることが急務である。

また、核燃料サイクルについて、国は、将来にわたるエネルギー安定供給という観点から、使用済燃料を有効利用することを基本的考え方としているが、このことについての国民の理解が十分に得られているとは言えない。そのため、国の原子力行政の趣旨を踏まえ、国民的合意を形成することが必要である。

【具体的な要望事項】

- (1) 政府や国民が、エネルギー供給における原子力の意義、役割等について十分に議論できる多様な機会を設けること。
- (2) 環境とエネルギーや原子力について、小学校など早い時期から教育を進めること。
- (3) 原子力発電所等について、許認可、事故・故障を含む幅広い情報を公開すると同時に、地方公共団体との連携を強め、より詳細な情報を迅速に伝達、提供すること。また、そのように施設設置者を指導すること。

特に、昨年不正問題等については、安全対策を講じるとともに、地域住民や国民に十分な説明責任や情報公開を果たし、早急に信頼の回復に努めること。

5 原子力発電所等の安全確保

原子力発電所等における品質保証体制の確立、新たな知見を踏まえた安全審査・検査の充実、審査・検査に係る情報の公開、共有化等を図り、その安全性、信頼性の確保に万全を期すること。

なお、使用済燃料の発電所内での貯蔵が長期化しないよう、発電所外での新しい中間貯蔵施設の建設に向けての立地の促進等に積極的に取り組むこと。

また、特定放射性廃棄物の最終処分については、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画」に基づき政府一体となって事業の推進に取り組むこと。

さらに、原子力発電所等に対するテロ行為等の防止対策について、住民の安全の確保と不安の解消を図るため、今後の内外の動向を踏まえ、関係省庁が一体となってより一層の防護対策を講じること。

【背景・理由】

原子力発電所等の安全性、信頼性の確保は、国民社会と原子力の調和にとって必要不可欠な条件である。平成11年9月に発生したJCO臨界事故を受けて「原子炉等規制法」が改正され、「原子力災害対策特別措置法」が制定された。さらに、昨年8月に原子力発電所における事業者の自主点検作業記録に関する不正等の問題が明らかになり、国民の信頼を揺るがす事態を招いたため、「電気事業法」及び「原子炉等規制法」が改正され、設備の健全性評価の義務づけや罰則の強化等を行うこととされているが、安全及び信頼の確保を図るため、これら関連する法令等に係る安全規制、審査・検査、通報などの厳格な運用が強く求められている。

また、放射性廃棄物の処理・処分について、その方法を確立し、安全性を明確に示すことは、原子力に対する信頼を確立する上で極めて重要である。

そのため、「原子炉等規制法」「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」等に基づく適切な処理・処分の方法を研究開発し、早期に適正な処理・処分の事業化を図ることが求められている。

さらに、平成13年9月に発生した米国における同時多発テロ等にかんがみ、原子力発電所等においても住民の安全の確保と不安の払拭を図るため、事業者に対する核物質防護対策、テロ行為などを含む不測の事態への危機管理対策を一層強化することが必要である。

【具体的な要望事項】

- (1) 高経年化に対応する法定検査を抜本的に見直し、国による安全審査・検査の徹底を図るとともに、情報公開を進めること。

- (2) 原子力保安検査官制度を活用し、人為事故の発生防止に努めること。
- (3) 安全性に係る資料を積極的に公開するとともに、原子力施設耐震安全検討会の検討結果を踏まえ、耐震安全性に対する信頼性の一層の向上を図ること。
- (4) 事故・故障等異常時における地方公共団体への通報義務を国と同様の内容により制度化し、国民に対する情報公開に万全を期すること。
- (5) シビアアクシデント対策は、その趣旨を住民に十分説明し、その理解を得ながら進めるよう事業者を指導すること。
- (6) 原子力発電環境整備機構による最終処分施設の建設を促進すること。
- (7) 廃炉の処理基準の策定及び処分について、安全かつ恒久的な方法を確立するとともに、早急に関係法令等を整備すること。
- (8) 原子力発電所以外の事業所に保管されている低レベル放射性廃棄物の処分体制を早期に確立すること。
- (9) 輸入MOX燃料の安全規制について、抜本的強化対策を講じ国による厳正な安全確認を行うとともに、製造時の品質管理を徹底するよう事業者に対して厳正に指導すること。
- (10) 国は、安全規制の責任が十分果たせるよう、安全規制を行う組織の独立性を高めるなどその在り方の見直しを図り、原子力安全規制の機能・体制を充実強化すること。

6 原子力防災対策の充実

「原子力災害対策特別措置法」の趣旨を踏まえ、原子力防災対策の実効性をより一層高めるよう取組みを進めること。

【背景・理由】

「原子力災害対策特別措置法」の趣旨を踏まえ、国、地方公共団体、事業者が連携してその実効性をより一層高めることが求められている。

そのため、原子力発電所等における安全確保のための取組みを踏まえ、原子力防災対策の特殊性を考慮しながら、万一事故が発生した場合においても周辺住民の生命、健康等への被害を最小限に抑えるための対策強化を図る必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 原子力災害時における国や地方公共団体等関係機関の役割を明確にするなど、地方公共団体の意見を十分反映したオフサイトセンターの運用マニュアルを整備する等、緊急時の体制を充実するとともに、平常時における原子力防災知識の普及など原子力防災業務の徹底を図ること。
- (2) 原子力施設ごとに原子力災害時の具体的な事故想定、影響を及ぼす地域の範囲及び被害想定について検討を行い、避難経路・迂回路の確保等を含む危機管理対策の充実を図ること。

1 地方振興の推進について

1 情報通信技術（IT）を活用した地域振興の推進

地域住民が等しく情報通信技術がもたらす恩恵を享受し、情報格差が生ずることがないように、総合的な情報化施策を推進すること。

また、情報の高度化に伴い発生する、反社会的な情報の流通等の新たな社会問題への対策を講じること。

【背景・理由】

情報通信技術の進展は、場所や時間にとらわれず、誰もが容易にかつ安価に大量の情報のやりとりを可能とすることから、新たな地域間交流や産業の創出等地域の活性化を図る上で重要不可欠なものである。しかしながら、採算性等の問題から、離島等は大都市に比べて民間主導では情報通信基盤整備が進みにくい状況にある。

そのため、情報通信基盤整備の推進に当たっては、国、地方公共団体、民間の役割分担を明確にしてその整備を促進し、加えて、通信料金等の低廉・定額化、料金格差是正、学校における情報教育の充実及び住民のための講習会を実施するなど、総合的に情報化施策を推進する必要がある。

また、平成15年5月23日に個人情報保護に関する法律等が成立したところであるが、今後も、情報通信社会の進展に合わせて、反社会的な情報の流通等の新たな社会問題に向けて継続した対策を講じる必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 地方公共団体等が行う情報化の地域間格差是正のための施策に係る支援を強化すること。特に地上放送デジタル化への移行に向けた適切な対策を講じること。
- (2) 国や地方公共団体が整備する情報通信基盤について、光ファイバーなどの相互利用が可能となるよう関係法令等の見直しを図ること。
- (3) 地方公共団体が住民を対象に実施する情報通信技術関連の講習事業等に対して、支援措置を強化すること。
- (4) 今後とも情報通信の進展に伴い、不適正利用防止のために、医療などの個別分野における個人の権利利益を保護する法整備等の適切な対策を講じること。

2 地域における科学技術の振興
地域における科学技術の振興を図るため、産学官の連携を促進
すること。

【背景・理由】

地域における科学技術の振興は、地場産業の育成、新産業の創出・雇用の確保、地域住民生活の質の向上など地域を活性化させる原動力となり、地域の発展にとって極めて重要である。

政府は、昨年6月19日に「産学官連携の基本的考え方と推進方策」についてとりまとめ、さらに、昨年9月20日には「構造改革特区推進のための基本方針」等を定めて、一部産学官連携に関する施策を進めようとしている。

これらを踏まえ、地域における公的研究機関、大学及び産業界の人材及び情報の相互交流の活発化等産学官の連携を促進する具体的な施策を更に推進する必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 大学や公的研究機関等の連携を強化するなどにより、地域の公設試験研究機関の機能の充実を図るための支援策を講じること。
- (2) 地域における産学官交流連携の中心的役割を果たすコーディネーターの養成の促進を図ること。
- (3) 地域における産学官連携に関する具体的な施策をより一層促進すること。

3 特定地域振興対策の推進

過疎地域及び離島など特定地域の振興を図るための施策を推進すること。

【背景・理由】

特定地域の地理的及び自然的特性を生かした自立的発展を図り、人口の地方定住を促進し、また美しい自然環境や文化を維持していくためにも、特定地域の振興は必要な施策である。

【具体的な要望事項】

- (1) 平成17年3月31日をもって期限が切れる「山村振興法」及び「半島振興法」について、その延長を図ること。
- (2) 過疎地域自立促進対策を始め、山村振興対策、豪雪地帯対策、離島振興対策、半島振興対策を引き続き推進すること。

2 社会資本整備の推進等について

1 高速道路網整備等の推進

国土の骨格を形成する高規格幹線道路等を始めとする道路網整備については、整備計画及び予定路線を計画どおり進めるとともに、早期に整備を図ること。

また、交通渋滞等の道路交通にかかわる諸課題への対策を早急に実施すること。

【背景・理由】

道路を始めとする交通社会資本は、21世紀の国土のグランドデザインで示された多軸型の国土を形成することにより、活発な社会経済活動を促進し、わが国の一層の発展や豊かな国民生活の実現を図る上で基礎となる重要な基盤であり、その整備の促進が求められている。

国土の骨格を形成する高規格幹線道路や地域高規格道路からなる高速道路網の整備は、救急医療や災害時に必要不可欠な社会資本であるとともに、広域物流の視点からもネットワーク化されて初めて最大限の効果を発揮するものであり、「地方の自立ある発展」の実現のため、国は責任を持って、整備計画の9,342kmを早期に整備するとともに、予定路線である11,520kmなどの整備を着実に推進する必要がある。また、今後の高速道路の整備については、地域の実情を十分踏まえ、安全性を確保しつつコスト縮減に努め、高速道路が将来にわたって基盤となる公共インフラであることを強く認識し、料金収入を活用した整備を着実に進めるべきである。

しかし、国の第三者機関である「道路関係四公団民営化推進委員会」が、昨年12月6日、内閣総理大臣に対して提出した日本道路公団等の民営化に関する「意見書」は、高速道路の認識について地方公共団体と見解を異にするものである。

また、今年5月の「高速自動車国道法」等の改正により、新会社で整備されない路線を、国が「新直轄方式」で整備することが決定されたところであるが、新会社による整備に係る財源確保の仕組み、新直轄方式の対象となる路線選定方法等が不透明なことから、高速道路が確実に整備できるのか危惧されるところである。

このため、国は速やかに高速道路整備の手法検討に係る情報を積極的に開示し、国と地方が対等な立場で議論することが必要不可欠である。

また、国道や都道府県道等についても、高速道路網と一体となって、地域間、交通拠点間を結び生活の利便性を支える道路網であることから、整備を推進する必要がある。また、鉄道等複数の交通を総合的にとらえて連携を強化し、整備効果を高めること、さらに都市交通対策や地域における円滑な交通の確保、沿道環境の改善、交通安全の確保等の道路交通にかかわる諸課題に対しても早

急に対策を講じることが必要である。

さらに、これらの道路整備に係る課題に対しては依然として早期の対策が求められていることから、地域において道路が果たす役割や整備状況、地方公共団体の意見等を踏まえて、所要財源の安定的な確保を図る必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 今後の高速道路整備の在り方については、国と地方が対等な立場で、その整備主体や規格・手法などの仕組みづくり等について議論する場を継続的に設けること。
- (2) 高速道路の整備に当たり、国は、建設計画の決定の経緯、計画の見直しが及ぼす影響等を考慮して、責任を持って予定路線11,520kmについて着実に進めること。特に、整備計画9,342kmや重要な路線については、現在の建設スピードを落とすことなく、早期に整備を進めること。
- (3) 国は、早急に新会社の形態、整備手法等を明らかにすること。特に、新会社においても高速道路の整備に料金収入を最大限活用することで、早期整備を図ること。
- (4) 新会社による整備の補完措置として、新直轄方式により、国の責任において、確実に整備すること。その際、整備する路線の選定基準など新直轄方式の具体的な制度を明確にするとともに、地方負担については、道路特定財源等により適切な措置を講じることとし、実質的な地方負担を生じさせないこと。
- (5) 民営化に当たり、現在の公団が抱えている債務償還については、追加出資など地方公共団体に新たな負担を求めないこと。
- (6) 日本道路公団等に係る地域分割については、分割の基準及びそのメリット等が不明確であり、また、未整備路線の整備や料金プール制の活用により地域差が生じることから行わないこと。
- (7) 新会社では、関連企業を含め経営の合理化や効率化に一層努めるとともに、高速道路料金等の弾力的な運用により、安全で利用者にとって使いやすく、環境等に配慮した高速道路を整備し、ネットワーク化に努めること。
- (8) 高速道路は国民共有の財産であり、他の道路と一体となって機能するものであるため、新会社による道路資産の買い取りは行わず、償還後は国等に帰属させること。
- (9) 高度道路交通システム(ITS)の積極的導入等により、交通渋滞解消、沿道環境の改善、交通安全対策等の道路交通の円滑化、環境問題、安全確保に向けた対策を充実すること。
- (10) 道路特定財源については、地方の道路整備状況等を勘案し、地方への配分割合を高めるなど、地方における道路整備財源の充実に努めること。

2 鉄道整備等の推進及び総合的な物流システムの形成の推進等
整備新幹線については、整備計画どおり早期完成を図り、高速
鉄道網の整備を促進するとともに、並行在来線の健全な運営のため
所要の対策を講じること。同時に、新幹線、主要幹線と都市間、
地方都市間の輸送の高速化及び相互連携を図るとともに、都市鉄
道等の整備を促進し、鉄道輸送の強化に努めること。
また、物流システムの形成に当たっては、港湾、空港等の交通
拠点の効果的、重点的な整備を進めると同時に、道路、鉄道等複
数の交通機関の連携を強化し、人や物の輸送の一層の効率化を促
進すること。

【背景・理由】

21世紀の国土のグランドデザインで示された多軸型の国土を形成し、社会
経済活動の発展を促進するためには、豊かな国民生活の実現を図る上で重要な
基盤である鉄道を始めとする交通社会資本の整備の促進が必要である。

しかし近年は、快適性、効率性といった質的な向上や環境問題への対応等の
課題も重視され、また公共事業を巡り投資の配分が硬直的、コストが高いなど
の問題点が指摘されており、公共事業に係る長期計画を始め、道路特定財源の
在り方などについても見直しが進んでいる。

このような状況から、交通社会資本整備についても、真に必要な事業のより
一層効果的・効率的な実施が求められるため、高速交通網やこれらを結ぶ鉄道
ネットワークを始め、空港・港湾等の交通拠点の整備を進めるとともに、これ
らの複数の交通を総合的にとらえて連携を強化し、整備効果を高めること、ま
た都市交通対策や環境問題への対応、安全の確保等の諸課題に対しても早急に
対策を講じることが重要である。

そのため、新幹線等の高速鉄道の整備、主要幹線を始めとする在来線鉄道の
高速化、高速鉄道を含めた相互連携による輸送力の強化、住民の生活や経済活
動を支える都市鉄道の輸送力増強、地方鉄道の利便性の確保などを進める必要
がある。

また物流の分野においては、グローバル化に対応するための国際競争力の強
化や情報化への対応、保安対策、環境負荷の低減等の課題に対して、道路、鉄
道、空港、海運等の各輸送モードの連携を密接にする観点から総合的な物流ネ
ットワークの形成を促進することが必要である。

さらに、需給調整規制廃止に伴う生活バス路線、地方鉄道路線の維持・確保
や離島における航路、空路の維持・拡充についても、生活交通確保の観点から
地域の実情を踏まえた対策が必要である。

【具体的な要望事項】

(1) 整備新幹線の取扱いについては、平成 1 2 年 1 2 月の「政府・与党申合せ」に基づき、早急に見直すとともに、所要の財源を確保し、整備計画どおり早期完成を図ること。

また、将来にわたって、ＪＲから経営分離される並行在来線の安定的な経営が維持できるよう、資産の無償譲渡など初期投資、運営費負担等を軽減するための支援策を講じること。

(2) 鉄道輸送の高速化を図るため、フリーゲージトレイン（軌間可変電車）の実用化を進めるとともに、中央新幹線の実現に向けて超電導磁気浮上式鉄道（リニアモーターカー）の実用化を推進すること。

(3) 在来線の輸送改善、新線建設等のために行う公的支援については、支援の対象路線の担う役割、民間と国、地方公共団体それぞれの役割分担を明確化した上で行うものとするとともに、国による新たな支援方策を検討する等制度の充実を図ること。

(4) 物流システムのグローバル化が進む中、国際港湾施設及び国内輸送の拠点となる港湾の効果的、重点的整備を行うとともに、複合一貫輸送への対応を図るため、道路、鉄道等と一体的に空港、港湾施設の整備を行うこと。

なお、地方が所有する既存の港湾施設について、維持修繕に対する支援を拡充すること。また、国が管理を委託している国有港湾施設に係る維持修繕については、本来管理主体であるべき国が責任を果たすこと。

(5) 規制緩和、電子化等による港湾手続きのワンストップサービス化や港湾物流情報プラットフォームの推進を図り、手続き等の一層の効率化を推進すること。

また、環境負荷低減の課題に対応した循環型社会の実現のため、港湾を拠点とした総合的な静脈物流システムを構築すること。

(6) 昨年 1 2 月の I M O（国際海事機関）における条約改正を踏まえ、港湾の保安対策を充実・強化するための法制度を早急に創設するとともに、支援策を講じること。

また、港湾の適切な管理のため、安全上問題のある船舶の規制を強化するとともに、座礁船の処理を促進するための支援を行うこと。

(7) 地方バス路線に係る国庫補助対象路線の採択に当たって、地域協議会の判断を尊重し、制度の弾力的な運用を行うこと。また、地方鉄道路線の経営安定化を図ること。

(8) 離島空路対策のための新たな法制度を創設するなど、離島航路、空路の維持・充実のための施策を実施すること。

3 都市環境整備等の推進

都市環境等の整備を計画的に推進するとともに、都市近郊緑地の保全方策への積極的な対策を講じること。

【背景・理由】

都市では、居住人口の減少や商業環境の変化等を背景として、中心市街地の衰退、空洞化が深刻な問題となっている。都市における良好な生活環境を確保するためにも、都市環境の整備を計画的に進めていく必要がある。

また、都市近郊緑地減少の要因となっている平地林・里山林等の転用を抑止するため、相続税の負担軽減、納税猶予制度の導入等の対策を講じる必要がある。

4 下水道事業の推進と下水汚泥等の有効利用

下水道の質的向上を図りつつ普及率を向上させるため、下水道事業を積極的に推進すること。

また、増加する汚泥の処理について、その有効利用を促進する等処分方策の充実を図ること。

【背景・理由】

下水道に係る処理人口は年々増加しているものの、地方公共団体間の格差が大きく、未だ低い水準に止まっている地方公共団体もある。

一方、高普及率の地域であっても、市街化の進展に伴う不浸透域の拡大等による雨水被害及び閉鎖性水域等の水質改善を図るための高度処理等の対応がなお十分でないのが現状である。

加えて、古くから下水道整備を行ってきた地方公共団体にとっては施設等の更新の時期を迎えている。

これらのことから、今後とも財政支援の強化等下水道事業を積極的に推進する必要がある。

また、下水道の普及拡大に伴って増大する汚泥について、その効率的処理・処分及び有効利用を推進する必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 地方公共団体における下水道整備を推進するため、普及率の低い地方公共団体に重点的に配分する等効率的・効果的な財政支援を行うこと。
- (2) 流域下水道、公共下水道に係る施設等の高度処理及び改築、更新に係る財政支援を強化すること。
- (3) 下水汚泥の建設資材化、緑農地利用、エネルギーとしての活用など、その有効利用を図るための支援方策等を充実すること。

5 国土保全対策の推進

国土を保全し、国民生活の安定・向上に資するため、近年の災害の動向に対応した、治水・砂防事業、治山事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸保全事業等を重点的、計画的に推進すること。

【背景・理由】

わが国は、その自然的条件から、地震、豪雨、火山噴火などによる災害が発生しやすい地理的特性下にある。近年も愛知・岐阜両県の秋雨前線による豪雨・竜巻災害、有珠山や三宅島噴火災害及び鳥取県西部地震等の災害が多発している。

そこで、安全で豊かな国土づくりをするという観点から、激甚な水害・土砂災害が発生した地域や床上浸水頻発地域、災害頻度が高い地域の住民が安心して生活できるようにするため、公共事業の長期計画の見直しに係る「社会資本整備重点計画法」(平成15年4月1日施行)等の趣旨を踏まえ、治水・砂防事業、治山事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸保全事業等を重点的に実施するとともに、災害を未然に防止し、被害を抑止するこれらの事業を計画的に推進する必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 水防法の改正により、新たに都道府県知事が洪水予報河川及び浸水想定区域の指定を行うこととされたのを受け、浸水想定区域の指定等に対する十分な支援を行うこと。
- (2) 土砂災害防止施設等の建設を促進するとともに、情報技術を活用した災害に関する情報収集・整理、伝達体制を整備し、住民と行政が相互に情報を共有できるシステムの整備を促進すること。
- (3) 「土砂災害防止法」に定める土砂災害警戒区域等の指定に係る基礎調査への支援を強化するとともに、急傾斜地崩壊対策、危険区域の住宅移転対策等の支援の充実を図ること。
- (4) 高潮・津波防波堤や海岸保全施設の整備を促進するとともに、災害関連情報の住民への周知にかかる支援の充実を図るなど、港湾等における総合的な防災対策を強化すること。

6 水資源対策の推進

水資源の確保を図るため、将来の水需要を見通した適正な計画を樹立するとともに、水利用の安定性を向上させ、異常渇水等に備えるため、既存施設の効果的、弾力的活用及び利水者相互の支援体制の整備等を図ること。

【背景・理由】

水資源の確保を図るためには、将来の水需要を見通した適正な計画を策定する必要がある。

また、近年水利用については、既存施設の有効活用等が重要な課題となっているが、併せて異常渇水等に対応できるよう、利水者相互の支援体制の整備等の対策が必要である。

【具体的な要望事項】

(1) 水源地域対策の改善

水源地域の指定及び財政特例措置の適用についての基準を実情に即して緩和するとともに、特例措置対象事業の拡大等財政措置を改善すること。

(2) 生活再建措置等の充実

ダム補償については、住民の生活再建を確保する観点に立って現行補償制度の見直しを行うこと。

また、生活再建措置については、国、地方公共団体及びダム事業者の責任分担を明らかにするとともに、代替地の確保、生業対策の充実、資金の確保及び租税の軽減等を図るため、所要の改善措置を講じること。

(3) ダム群連携、ダムの再開発等の既存施設の有効活用などを推進し、ダムの運用や管理を効果的かつ弾力的に行うことにより、水利用の安定性の向上を図ること。

(4) 異常渇水等に備え、渇水時の情報収集や渇水調整体制の確立、利水者相互の支援体制の整備等の対策を推進すること。

7 社会資本整備重点計画の策定及び効果的な推進
社会資本整備重点計画の策定及びこの計画を推進するに当たっては、地方の整備状況、事業の整備効果等とともに地方公共団体の意見を踏まえて、事業を重点的、効果的かつ効率的に実施するための措置を講じること。

【背景・理由】

新道路整備五箇年計画を始めとする公共事業関係の長期計画については、平成15年度に改訂される9つの長期計画を含め、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月閣議決定)において、「各計画の必要性そのものについて厳しく見直しを行い、公共事業関係計画について、計画策定の重点を事業量から成果目標へ変更する。」などとされている。

また、「事務・事業の在り方に関する意見」(平成14年10月30日地方分権改革推進会議)においては、見直しに当たって留意すべき事項として、「第一に地方が事業主体となる事業の扱い、第二に既存施設の維持更新、有効活用を重視した計画とすべき等」とされたところである。

よって、国土交通省等は、公共事業関係長期計画を一本化する「社会資本整備重点計画法」が平成15年4月1日に施行されたことを踏まえ、平成15年度を初年度とする「社会資本整備重点計画」(計画期間：5年)を策定することとしている。

この計画の策定及びこの計画に基づく公共事業の推進に当たっては、地方の整備状況、事業の整備効果等とともに、地方公共団体の意見を踏まえて、事業を重点的、効果的かつ効率的に実施するための措置を講じる必要がある。

参考 「社会資本整備重点計画」に係る公共事業

道路整備事業、交通安全施設等整備事業、鉄道施設整備事業、空港整備事業、港湾整備事業、都市公園等整備事業、下水道整備事業、河川整備事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業等

3 災害対策の推進について

1 災害対策の推進

災害から国民の生命、身体、財産を守り、社会生活・地域経済の安定を図るため、災害予防対策を充実するとともに、応急体制を一層整備すること。

また、被災地の地方公共団体への財政措置及び被災者生活再建支援制度の改正を含め、支援策を充実強化すること。

【背景・理由】

災害は被災地の地域社会・地域経済に大きな影響を及ぼす。

災害の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るため、建物・構造物等の耐震性の強化や市街地の不燃化等により災害に強いまちづくりを推進するとともに、地震、火山等の予知観測体制を強化し、あわせて、災害発生時の初動体制の確立強化等応急体制の一層の整備が必要である。

また、被災地の社会生活の安定と速やかな地域経済活動の復興に向けて、復旧・復興対策に取り組む地方公共団体の財政需要の増加、税収の減少等の事情を考慮し、事業を円滑に推進するための財政措置を充実する必要がある。

さらに、被災者生活再建支援制度の改正を含め、被災者の個別事情に応じたきめ細かい支援策の充実が強く求められている。

【具体的な要望事項】

(1) 地震・活動火山における予知観測体制を強化するとともに、活断層及び海溝型地震に関する調査を推進し、対策方針を確立すること。

(2) 中央防災会議において、平成15年5月に決定された「東海地震対策大綱」に基づき、総合的な対策を早急に推進するとともに、平成14年7月に成立した「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」により指定される地震防災対策推進地域について、観測施設等及び防災上緊急に整備すべき施設等の整備を早急に実施し、必要な財政措置を講じること。

また、宮城県沖地震をはじめ、日本海溝沿いの地域等を対象とした専門調査会を設置するなど、観測調査体制の整備を図るとともに、必要な法的及び財政措置を講じること。

(3) 自然災害及び大規模事故災害等に係る災害予防又は発災直後の正確な情報を速やかに掌握するため、情報収集システム及び情報通信基盤を充実強化し、迅速かつ効果的に災害に対処し得る初動体制を確立強化すること。

(4) 被災者生活再建支援制度の施行状況を勘案し、総合的な検討を加え、必要な改正を行うとともに、地方公共団体に対する支援策を充実強化すること。

2 大規模災害に対する総合的復興支援制度の確立

地震等の大規模災害により被災した地域の早期復旧と復興対策等を速やかに推進するため、国と地方公共団体の役割分担を明確にするとともに、抜本的、総合的な支援制度を確立すること。

特に、被害を受けた住宅の復興については、国において総合的な検討を行い、居住確保の支援制度の創設について法的整備等所要の措置を講じること。

あわせて、共済制度についても、引き続き検討を行うこと。

また、現行施策については被災者のニーズに応じて制度改善を図ること。

【背景・理由】

地震等の大規模災害は被災した地域の社会生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことから、その早期復旧と復興対策等を速やかに推進するため、国と地方公共団体の役割分担を明確にするとともに、抜本的、総合的な支援制度を確立する必要がある。

特に、地震等により被害を受けた住宅の再建支援の在り方については、被災者生活再建支援法附則第2条において「総合的な見地から検討を行うものとし、そのために必要な措置が講ぜられるものとする。」と規定されており、さらに、昨年7月の中央防災会議の報告では「住宅の所有・非所有に関わらず、真に支援が必要な者に対し、総合的な居住確保を支援していくことが重要である。」と述べられており、国において総合的な検討を行い、居住確保の支援制度の創設についての法的整備等所要の措置を講じる必要がある。

あわせて、共済制度についても、地域住民の意向等を踏まえて、引き続き検討する必要がある。

また、災害救助法に基づいて整備される応急仮設住宅や復興公営住宅については、被災者のニーズに必ずしも合致しない場合があるので、現行制度の見直しを適宜行い、それにより生み出される財源により、被災者のニーズに応じた住宅の確保・再建を促進するための支援策を講じる必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 被災者に対する居住確保の支援制度の創設について法的整備等所要の措置を講じること。
- (2) 被災者のニーズに応じた現行施策の制度改善を図り、以下の支援策を講じること。

新たに被災住宅が再建されるまでの間、民間賃貸住宅に入居する際の家賃補助制度を創設すること。

被災者の生活再建の早期促進を図る観点から、住宅の修繕費用の補助制度を拡充すること。

住宅の再建をより確実なものにするため、住宅金融公庫の住宅ローン利子補給制度を創設すること。

1 社会福祉及び保健医療対策等の拡充について

1 社会福祉施策の推進等

あらゆる人々が地域で自立生活を営むことができるよう、福祉コミュニティづくりと公共交通機関や都市施設等のバリアフリー化を一層推進し、ユニバーサルデザインの普及を図るため、地方公共団体の取組みに対する支援策を講じること。

少子・高齢化の急速な進展は、社会経済や社会保障への重大な影響が懸念されることから、子育て支援のための環境整備の推進並びに高齢者の介護予防及び自立した生活支援のための施策の拡充など少子化対策及び高齢者施策の充実を図ること。

なお、介護保険制度を更に充実させるため、介護サービスの基盤整備及び質の向上の一層の推進を図るとともに、制度の適切な見直しを行うこと。

また、障害者施策について、障害者の自立と社会参加支援のための施策を充実するとともに、新たに導入された支援費制度の円滑な運用を確保すること。

【背景・理由】

現在、わが国においては、少子・高齢化が一段と加速し、2014年には4人に1人が65歳以上の高齢者となると見込まれているとともに、少子化の進行は、子ども自身の健全な成長への影響を始め高齢化と相まって、社会経済や社会保障への大きな影響が懸念されている。また、障害者や高齢者をはじめ、全ての人々にとって生活しやすい社会の整備を図ることが課題となっている。

少子化対策としては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るために、国、地方自治体、企業が連携・協力して次世代育成対策に取り組み、仕事と子育ての両立、地域における子育て支援等、子育てを社会全体で支援する環境の整備が推進されることが必要である。

一方、高齢者施策としては、全高齢者の8割強を占める健康な高齢者ができる限り持てる健康を維持し、地域社会で自立した生活が確保されるよう支援していくことが不可欠である。

また、介護保険制度については、制度をより円滑にかつ安定的に運営していくため、国及び地方公共団体において、引き続き地域の実情に即した介護サービスの基盤整備及び質の向上の一層の推進を図るとともに、平成17年度に向けて適切な制度の見直しを行い、さらに充実していく必要がある。制度の見直しに当たっては、介護サービスと共通性のある障害者福祉サービスについても同制度の対象にすることを含め、幅広く関係者の意見を踏まえ、十分検討を行うことが必要である。

障害者施策としては、平成15年度からの「新障害者基本計画」及び「障害

者基本計画重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）」が策定されたところである。地方公共団体においてはこれらを踏まえ、地域の実情に応じて施策を推進するとともに、さらに充実していく必要がある。

さらに、平成15年度から導入された支援費制度についても、その円滑な運用を確保することが必要である。

また、希少性・難治性などにより長期の療養を余儀なくされる難病患者の施策についても充実させなければならない。

【具体的な要望事項】

- (1) 住民参加による地域福祉活動の充実を図るため、福祉教育の充実、ボランティア活動の振興等地域福祉活動の基盤整備をさらに促進すること。
- (2) バリアフリー化の推進を図るため、公共的な施設の整備・改善を促進する新たな制度の円滑な運用を図るとともに、交通バリアフリー法に基づく基本構想を着実に推進するため、鉄道駅のバリアフリー化目標の早期達成など、支援策を拡充すること。また、ユニバーサルデザインの普及を図るための地方公共団体の取組みに対する支援策を講じること。
- (3) 地域の実情に応じた多様な保育サービスや子育てを支援する環境整備等子育て支援対策の拡充を図ること。
- (4) 乳幼児医療について、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、対象者の拡大等医療保険制度の一層の充実を図ること。
- (5) 高齢者が地域で安心して自立した生活が継続できるよう、介護予防・地域支え合い事業等の充実を図ること。
- (6) 高齢化が進展している原子爆弾被爆者に対する健康診断事業の検査項目を追加するなど保健・医療及び福祉関連サービスを充実させること。また、同じく高齢化しているハンセン病療養所退所者に対する医療サービスを充実させること。
- (7) 平成17年度を目途とした介護保険制度の見直しに当たっては、各種サービスの利用の現状等制度の施行状況を踏まえ、障害者など被保険者等の範囲や負担のあり方を含めて適切に見直すとともに、地方公共団体の財政負担が過重にならないように十分配慮すること。
- (8) 介護支援専門員への活動支援と実務能力の向上のため、介護支援専門員に対する支援体制の整備及び介護支援専門員現任研修事業等の一層の充実を図ること。
- (9) 新障害者プランをふまえ、ノーマライゼーションの理念のもと、地域の実情に即した取組みが進むよう、各種サービスの充実や相談支援体制の整備を図ること。また、プランについて、地域の取組状況に応じた適切な見直しを行うこと。
- (10) 平成15年度から導入された支援費制度について、制度の円滑な施行を確保するため、制度の実施状況の把握や情報の提供を行うとともに、サービスの充実・確保及びそのために必要な財源の確保を図ること。

- (11) 特定疾患治療研究事業の対象疾病を拡大するなど難病を有する者に対する保健・医療及び福祉関連サービスを充実させること。

2 保健医療体制の整備等

医療を取り巻く環境の変化に即し、地域の実態を十分考慮した医療提供体制の体系的整備を図ること。また、へき地医療など地域における重要な役割を担う自治体病院については、その経営の健全化を推進しやすい環境を整備すること。

さらに、将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るため、改正健康保険法等の附則に規定された医療保険制度の改革等を着実に行うこと。特に、全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化を将来的なあるべき姿として明示し、これに向けた具体的道筋を提示するとともに、改革に当たっては、地方公共団体の意見を十分に反映するように努めること。また、国民の生涯にわたる健康づくりを積極的に推進すること。

また、今後の感染症対策に万全を期すため、新興・再興感染症をはじめとする感染症対策の充実強化を図ること。

【背景・理由】

わが国においては、国民皆保険制度の下で、国民が安心して利用しやすい医療提供体制が整備され、世界最高水準の平均寿命や高い保健医療水準を実現してきた。

しかし、最近におけるめざましい医療技術の進歩、急速な高齢化の進展、国民の生活水準の向上や意識の変化など医療を取り巻く環境の著しい変化に対応した医療機関などの機能分化、役割分担等が適正に行われるよう、その体系的整備を推進する必要がある。また、整備に当たっては、多様化する医療ニーズに対応するとともに、へき地医療、小児医療、救急医療等の不採算分野を担っている自治体病院の経営の健全化については、その役割を踏まえた対策を講じるべきである。

一方で、わが国の医療は世界有数の水準に達しているものの、国民総医療費は、人口構成の高齢化や医療技術の高度化などにより年々増大し続けて、現在、約30兆円（国民所得の8%程度）の規模となっており、そのうちのおおむね3分の1が高齢者に係る医療費となっている。また、国民健康保険の財政状況は、長引く景気の低迷や就業構造の変化などにより極めて厳しい現状である。

このような状況から、今般、健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく基本方針が閣議決定された。今後この内容を具体化し、改革を進めるに当たっては、地方公共団体の意見を十分に反映させる必要がある。

さらに、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な事項などを定めた健康増進法が制定されたことから、健康づくりを積極的に推進することが必要である。

また、重症急性呼吸器症候群（SARS）の出現をはじめ、感染症を巡る状況は新たな段階を迎えている。健康と安全を守る体制を確立し、国民の不安を解消するため、感染症対策に関して早急に適切な措置を講じることが必要である。

【具体的な要望事項】

- (1) 国立病院・療養所の再編成・合理化に当たっては、医療提供体制の体系的整備を推進する観点及び、これまでの地域医療の担い手としての役割を十分踏まえて対応すること。
- (2) 社会的要請の強い救急、へき地、周産期、小児等の医療の充実及び小児科医、看護師、理学療法士等医療従事者の養成確保・資質の向上を総合的に推進すること。
- (3) へき地医療、小児医療、救急医療などを担う自治体病院の役割を踏まえ、社会保険診療報酬を適切に見直すこと。
- (4) 救急医療の充実に向け、メディカルコントロール体制の構築等に必要な措置を講じること。
- (5) 医療保険制度の改革については、国の責任において負担と給付の公平化、安定した保険運営を将来にわたって確保するため、全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化を将来的なあるべき姿として明示し、これに向けた具体的道筋を早期に提示すること。また、今後の制度改正に当たっては、地方公共団体に財政的負担を転嫁するような措置はとらないこと。
- (6) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく基本方針の具体化に当たっては、国、都道府県及び市町村の役割を明確化し、医療保険制度における構造的問題の具体的な解決策を講じるとともに、地方の意見を十分に反映させること。
- (7) 高齢者医療制度については、国の責任において、保険料・患者負担・公費負担のあるべき姿を明確にし、持続可能な制度として構築すること。
- (8) 増大し続ける医療費総額について、その要因を解明し、適正化に努めるとともに、健康増進法の理念を十分周知し、国民自らの生涯にわたる健康づくりに対する支援を行うとともに、地方公共団体が行う健康づくりに対して、取り組みやすい環境の整備を促進すること。
- (9) 重症急性呼吸器症候群（SARS）等について、国と地方公共団体が協力・連携して的確な対応がとれるよう、広域的な計画の策定や迅速な情報提供を図ること。さらに、国においても特定感染症指定医療機関を積極的に確保し、検査・治療方法の早期確立、検疫体制の一層の強化を図るとともに、防疫、検査、患者受入等、地方公共団体が行う体制整備に関して必要な財源措置を講じること。

3 食品の安全性の確保

国民の健康保護を重視する観点から、食品安全対策に関する国と地方の役割分担をより明確にし連携を強化するとともに、包括的な食品の安全性を確保するため、食品安全基本法及び食品衛生規制に関する法律等の効果的な施行を図り、安全基準及びリスク管理体制の強化を図ること。

【背景・理由】

地方公共団体においては、従来から食の安全に係る監視指導及び検査体制を整備し、国内に流通する食肉や牛乳など食品の安全性を確保してきたところであるが、近年、輸入食品や健康食品の増加を始め、腸管出血性大腸菌 O157 食中毒や野菜等の残留農薬問題の発生など国民の食生活を取り巻く環境は著しく変化しており、更なる安全性の確保が強く求められている。また、牛海綿状脳症（BSE）問題等を契機として、国民の食の安全に対する関心はますます高まっている。

食生活は国民生活の基礎をなすものであり、国民の健康を保護する観点からも食品の安全性の確保は、今日の重要課題であることから、関係省庁間の連携を密にした総合的で迅速な施策の展開が必要である。

【具体的な要望事項】

- (1) 消費者の健康保護を基本とした食品安全基本法及び食品衛生法、と畜場法などの食品衛生に係る法律の効果的な施行を図り、関係省庁間の連携のもと総合的で迅速な施策展開を図ること。
- (2) 食品の表示制度について、消費者の視点に立ち、消費者が安心して容易に選択可能な表示とするとともに、実効性ある表示の適正化を推進すること。
- (3) 食品に係る検査方法の拡充・強化を図るとともに、食品の安全に関する情報収集・分析・提供をより一層徹底すること。また、地方公共団体の食品衛生監視員等の資質向上のための研修を充実させるとともに、高度な検査実施体制の整備を支援すること。

2 人権問題に関する施策の推進について

全ての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現させるため、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するとともに、早急に、実効性のある人権救済制度の確立に努めること。

【背景・理由】

国及び地方公共団体は、昭和44年の「同和対策事業特別措置法」の施行以来、各般にわたる特別対策を推進してきたところであるが、昨年の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効後は、教育・就労等にかかる一般対策の活用が一層円滑に行われる必要がある。

また、人権教育・啓発については、国及び地方公共団体を始め学校や職域などそれぞれの機関等で取り組んできているが、未だ様々な人権にかかわる不当な差別、その他の人権侵害が見受けられることから、引き続き、人権教育・人権啓発活動を推進していくとともに、早急に、実効性のある人権救済制度を確立しなければならない。

さらに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護並びに児童虐待の防止、早期発見、保護などの課題に関しても、引き続き適切に対応する必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 人権侵害による被害者を実効的に救済するための制度を早急に確立すること。
- (2) 女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題等の不当な差別、その他の人権侵害を早急に解消するため、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、教育・啓発を総合的かつ計画的に推進すること。また、諸施策の実施状況を点検し、その結果を基本計画の見直しに適正に反映させること。
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護、児童虐待の防止及び虐待を受けた児童に対する適切な保護など諸施策の実施に当たっての技術的な支援策等必要な措置を引き続き講じること。なお、現在見直しの進められている「児童虐待の防止等に関する法律」の改正に当たっては、地方公共団体等からの意見を十分に聴取し反映させること。

3 雇用対策の推進について

依然として厳しい雇用情勢に対応した機動的かつ効果的な雇用の安定的確保対策や離職者対策を一層強力に推進すること。

【背景・理由】

最近のわが国経済は、景気はおおむね横ばいとなっているが、このところ一部に弱い動きがみられる。雇用情勢は依然として厳しく、有効求人倍率も依然として横ばいとなっており、完全失業率が高水準で推移し、賃金も弱い動きが続いている。国においては、早期再就職の促進を重点とする雇用対策を始め、経済社会の変化に対応した各種雇用施策を推進しているところであるが、雇用情勢は依然として改善が見られない状況であるため、引き続き、雇用不安を払拭するための施策を講じるとともに、雇用面のセーフティネットの整備が課題である。

また、職業安定法の改正により、都道府県においても無料職業紹介を行うことができることとなったところであるが、雇用対策連絡調整会議等を通じて、国と地方公共団体との連携を一層密にするとともに、公共職業安定所の雇用情報等を有効に活用し、雇用の安定的確保などの実効性を高める必要がある。

さらに、中小企業特別委託事業は、雇用の安定や雇用機会の創出のため、適要件を緩和し、活用範囲を拡大することが求められている。

【具体的な要望事項】

- (1) 若年者、女性、高齢者及び障害者等の雇用・就業機会の確保・拡大や適切な能力開発・就業支援を図ること。
- (2) 都道府県が地域の実態に即し、総合的な雇用・就業対策を実施できるよう、公共職業安定所の有する雇用情報等を積極的に提供するなど十分な配慮を行うこと。
- (3) 公共職業安定所においては、地方公共団体との積極的かつ有機的な連携の下、厳しい雇用情勢に対応したきめ細かな取組みを展開すること。
- (4) 緊急地域雇用創出特別交付金の円滑な活用を図るため、中小企業特別委託事業の要件を緩和すること。